

第 6 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件
神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例
神戸市職員定数条例（昭和24年 9 月条例第146号）の一部を次のように改正する。
第 2 条を次のように改める。

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 8,160人（うち福祉事務所職員 798人）
- (2) 議会の事務部局の職員 35人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 14人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 23人
- (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 9,301人（うち教育職員 8,431人）
- (6) 消防職員 1,431人
- (7) 人事委員会の事務部局の職員 16人
- (8) 農業委員会の事務部局の職員 10人
- (9) 交通局の職員 994人
- (10) 水道局の職員 657人
- (11) 合計 20,641人

2 次の各号に掲げる職員は，前項に定める職員の定数に含まないものとする。

- (1) 退職者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の 4 第 1 項に規定する休業をしている者
- (3) 他の地方公共団体へ派遣されている者
- (4) 外国の地方公共団体の機関等へ派遣されている者

- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）
第2条第1項の規定により派遣されている者
- (6) 職員をもつて組織する職員団体又は労働組合の業務に専従する者
- (7) 消防職員であつて初任教習中のもの及び救急救命士養成に係る研修中のもの
- (8) 交通局乗務員研修生
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める団体に勤務を命ぜられた者
- 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員定数条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局 _____
_____の職員 8,120人 (うち福祉事務
所職員 737人)
- (2) 議会の事務部局の職員 35人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 14人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 23人
- (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の
所管に属する学校その他の教育機関の職員
9,456人 (うち教育職員 8,512人)
- (6) 消防職員 1,431人
- (7) 人事委員会の事務部局の職員 16人
- (8) 農業委員会の事務部局の職員 10人
- (9) 交通局の職員 993人
- (10) 水道局の職員 657人
- (11) 合計 20,755人

及び市長の所管に属する

教育機関 8,160人
798人

9,301人 8,431人

994人

20,641人

2 休職者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の4第1項に規定する休業をしている者、外国の地方公共団体の機関等へ派遣されている者、職員をもつて組織する職員団体又は労働組合の業務に専従する者、消防職員であつて初任教習中のもの及び救急救命士養成に係る研修中のもの、交通局乗務員研修生並びに規則で定める団体に勤務を命ぜられた者であつて当該団体が給与を負担するものは、前項に定める職員の定数に含まないものとする。

2 次の各号に掲げる職員は、前項に定める職員の定数に含まないものとする。

- (1) 休職者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の4第1項に規定する休業をしている者
- (3) 他の地方公共団体へ派遣されている者
- (4) 外国の地方公共団体の機関等へ派遣されている者
- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）第2条第

1項の規定により派遣されている者

(6) 職員をもつて組織する職員団体又は労働組合の業務に専従する者

(7) 消防職員であつて初任教習中のもの及び救急救命士養成に係る研修中のもの

(8) 交通局乗務員研修生

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める団体に勤務を命ぜられた者